

第四管区海上保安本部公示第 21 号

水路業務法第 8 条に基づき次のとおり公示する。

令和 6 年 8 月 15 日

第四管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施する者の名称及び住所

三重県伊勢建設事務所長 南 賢
三重県伊勢市勢田町 6 2 8 番地 2

2 水路測量を実施する区域及び期間

別図に示すとおり

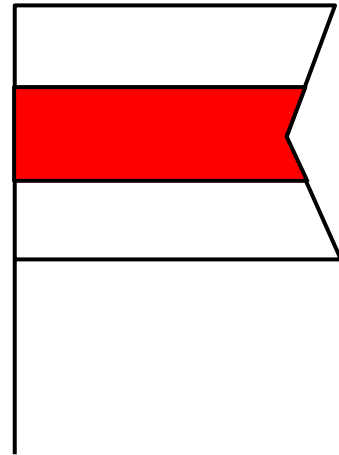
令和 6 年 8 月 2 6 日～令和 6 年 1 0 月 3 1 日（うち 7 日間）

3 水路測量の実施方法

DGPS による測位、音響測深機による測深。

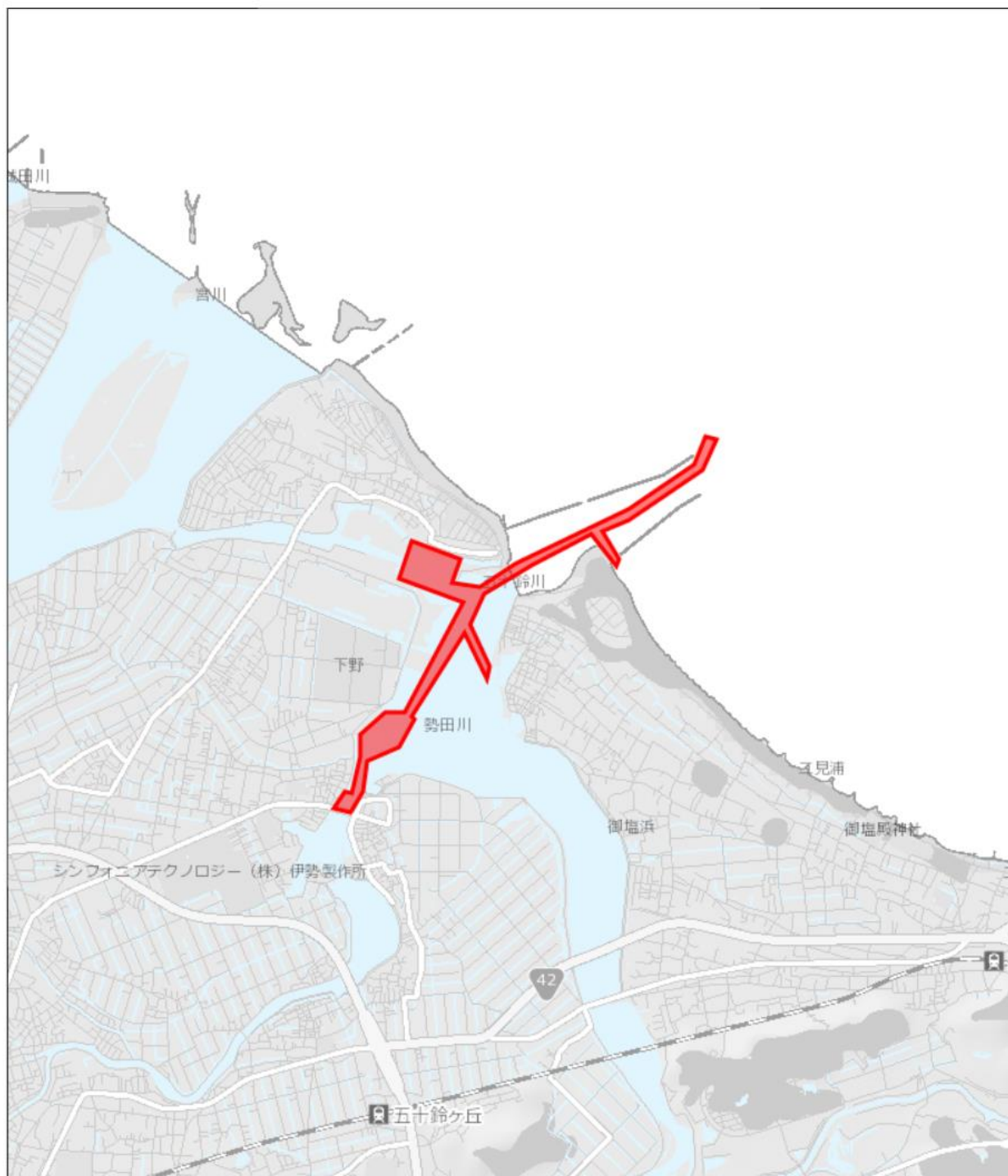
4 航行船舶に対する措置

測量船は、水路業務法第 1 7 条に基づき、
水路業務法施行規則（昭和 2 5 年運輸省
令第 5 5 号）第 6 条に定める標識を揚げる。



白
紅
白

別図



調査区域

海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>) を元に作図